港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領(改定)

1 実施方針

- ・「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)の趣旨を踏まえ、建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・休日を確保した休日確保評価型試行工事を試行する。

2 試行対象外工事

- ・以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。
- (1)対象期間(工事着手日から工事完了日まで)が1か月(約30 日)未満の工事
- (2)単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例① 災害復旧工事、② 供用時期が公表されている工事
- (4)施工時間や施工方法の制約が予想される工事
 - 例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事
 - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5)受注者が試行工事を希望しない工事

3 休日確保評価型試行工事における休日の評価

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇(土曜日、日曜日、祝日以外の8月の5日間)」「年末年始休暇(12月29日から1月3日までの6日間)」とする。
- ・工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発 注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている 期間等)は含まない。
- ・休日確保評価型試行工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。
- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・休日確保評価型試行工事においては、「休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず 休日に工事をした場合でも、適切な代休日を設定し閉所した工事」として、「週休2 日」及び「4週8休」について、成績評定で評価する。
- ・成績評定加点は、4週8休は1点、週休2日は2点とする。成績評定の「創意工夫と熱意」その他(「4週8休又は週休2日を確保した」)で評価する。

・また、閉所日において、技術者や作業員(建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く)が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「週休2日」(工事が「4週8休」の場合は当該出勤者の出勤日も「4週8休」)が確保されていれば、閉所(休日を確保)したものとみなす。

①调休2日

- ・「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、そ の週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- ・工事着手日以降最初の土曜日から、工事完了日直前の金曜日までを評価対象と する(別紙1)。

②4週8休

- ・「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- ・工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前 の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする(別紙2)。

4 工期の変更

- ・工期の変更理由が以下の①~③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5 積算方法

(1) 港湾工事の場合

- ・港湾工事積算体系を用いて積算した工事で、職種区分が港湾土木工事(C2) 及び空港土木工事(C6)を対象とする。
- ・休日確保評価型試行工事に伴う書類の作成費用は、別途計上は行わない。

ア 令和元年7月22日から令和3年6月30日起工決定工事について

- ・対象工事について、4週8休以上が確保出来た場合は、労務単価(港湾5職種 (※1)除く)に補正係数(1.05)を乗じて、設計変更を行う。
- ・港湾工事市場単価を補正する場合は、参考資料1の市場単価を対象とする。 なお、市場単価の補正係数は適用した市場単価に対応した補正係数を採 用する
- (※1):港湾5職種とは高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員をいう。

イ 令和3年7月1日以降起工決定工事について

- ・対象工事について、4週8休以上が確保出来た場合は、労務単価(港湾5職種を含む)は補正係数(1.05)、機械経費(賃料)は補正係数(1.04)、共通仮設費率は補正係数(1.02)(※2)、現場管理費率は補正係数(1.03)(※3)を乗じて、設計変更を行う。
- ・港湾工事市場単価を補正する場合は、参考資料2【令和3年度版】における市場単価を対象とする。

なお、市場単価の補正係数は適用した市場単価に対応した補正係数を採用する。

- ・積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費、現場管理費率 の補正は適用した積算基準の間接費率による。
 - (※2)空港土木工事の共通仮設費率は補正係数(1.03)
 - (※3)空港土木工事の現場管理費率は補正係数(1.04)

(2) 土木工事の場合

- ・積算基準(建設局)を用いて積算した工事を対象とする。
- ・現場閉所状況が4週8休以上の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)を補正し、直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費、機械賃料、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。
- ・なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価(土木コスト情報)」及び 「積算資料(土木施工単価)」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価(同 工種)が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単 価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(有効数字3桁とし、4桁 以下は切り捨て)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価 (有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て)とする。
- ・休日確保評価型試行工事に伴う書類の作成費用は、別途計上は行わない。
- ・対象工事について、4週8休以上が確保出来た場合は、『建設局「週休2日制 確保工事」実施要領』の記載に基づき各経費の補正を行う。

建設局の実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。 (https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html)

6 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

・発注者は、本要領2 により試行工事を選定した上で、当初設計時には経費補 正は行わず、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行 工事である旨を記載する(別紙3)。契約変更時に現場閉所の実施結果に応 じ、経費の補正を行う。

(2) 試行工事契約時

- ・発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。
- ・受注者は、現場施工に着手する(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される)日(以下「工事着手日」という。)までに、試行工事を実施する/しないの報告(別紙4)を発注者に報告する。
- ・なお、実施しない工事については、受注者は以降の「6 業務の流れ」に記載の 義務を負わない。

(3) 試行工事施工時

- ①受注者は、別紙5を参考とし、広報板に「休日確保評価型試行工事」である旨を記載する。
- ②受注者は、工事着手後、別紙6を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」(以下「計画書」という。)を発注者へ報告する。(報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目(東京都港湾局)統一26 様式(以下「統一26 様式」という。)による。)

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は工事着手日以降最初の週までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、工事着手日を明示する。

- ③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。
- ④受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別紙7を参考とし、「現場閉所届(休工届)」を発注者へ提出する。発注者は、「計画書」をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。
- (参考)提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は、事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

(4) 試行工事完了後

・受注者は、工事完了日確定後速やかに、別紙8を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「統一26 様式」)。

(5) 設計変更

・発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に設計変更を行う。

7 留意事項

- (1)発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届(休工届)」をもとに、取組みを確認する。
- (2)発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉

所中の作業が発生するような指示等は行わない。

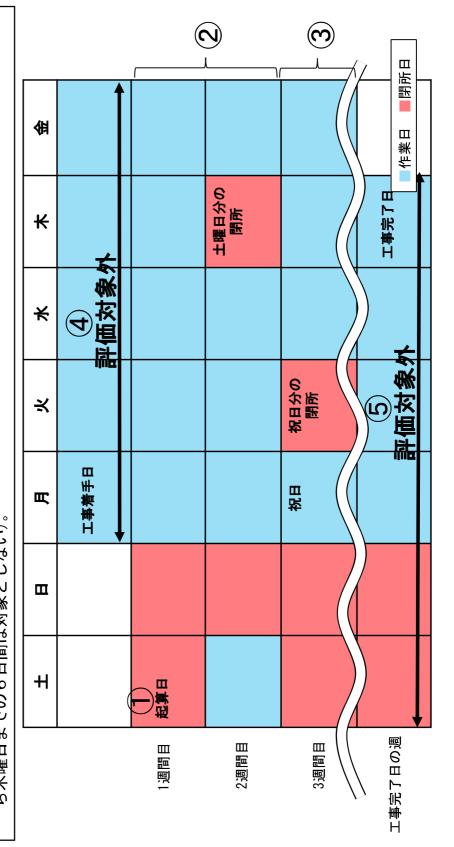
- (3)発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- (4) 工事着手日以降最初の土曜日を起算日としている。一週間を土曜日から金曜日としている。

8 適用

・この要領は、令和元年7月22日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

週休2日の確認方法(工事成績評定)

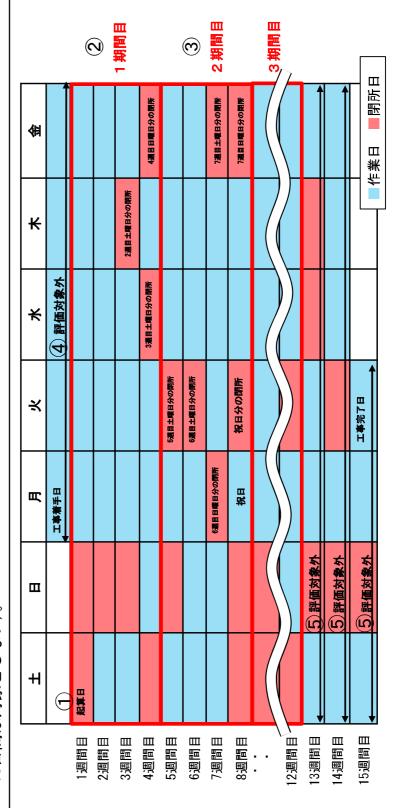
- 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- $\Theta \Theta \Phi$
- 土曜日、日曜日以外の休日がない週 (月曜日から金曜日)では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。 祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する(祝日も対象)。 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない (例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。 工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない (例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない)。
 - (D)



4週8休の確認方法 (工事成績評定・労務費補正)

- 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- 4週間で1朔間とりの(4週間平立に確認/。 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。 $\emptyset \emptyset \Phi \emptyset$

 - 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も対象)。 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない(例えば、
- 月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない(例えば、15週目 の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの 18日間は対象としない)。 6



記載例

- 1 起工書への記載 起工書の「その他」に「休日確保評価型試行工事」であることを記載する。
- 2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。 本工事は、「休日確保評価型試行工事」である。

- 3 特記仕様書記載例
 - (1)本工事は、「休日確保評価型試行工事」の対象案件である。
 - (2)試行にあたっては、『港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都港湾局ホームページから入手できる。

(https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku/)

(3)休日確保に掛かる費用については、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休以上が確保出来た場合は、要領に基づき補正を行う。

印

休日確保評価型試行工事(希望·辞退)報告作成例

監理業務受託者

事務所名

統一26		
文書番号 (工事番号)		
(発注者宛)	協議 報告 書	
殿		
	住所 受注者 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)
	現場代理人氏名	印
下記の工事について 仕	: 様書 に基づき <mark>協 議</mark> 七ます。	
文書番号 (契約番号)		
工事件名		
工事場所		
協議 内容 報告 内容 本工事について、「休日確保試 (港湾局 「休日確保評価型試	『行工事』を実施(する。/しない。) 『行工事』実施要領6(2)に基づく)	

担当者名

広報板記載例

○○○○ 工事のお知らせ 休日確保評価型試行工事*1								
この工事は、 に完成する予定です。 皆様には、ご迷惑をおかけすることも	○○○工事で、平成○○年○月頃下図のよう あるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたし							
ます。 絵・図	エ事件名 令和○年度○○護岸補修工事 工事区間 ○○区○○町一丁目から ○○区○○町二丁目 工事概要 延長 ○○m 計画高 A.P.+3.00m お気づきの点は、下記へご連絡ください。 東京都○○事務所 ○○課 電話 03(0000)0000 ○○建設株式会社 電話 03(0000)0000							
	(二次元コード) PR記載 東京都港湾局							
本工事は、建設現場の「 「休日確保評価型試行工事	「週休2日制」確保に向けて試行する 『」です。**2							

(注)

- ※1は、すべての広報板に記載。
- ・※2は、広報板A型、B型に記載。(B´型、C型でも可能な場合は記載。)
- フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

								垂	析									【凡例:期間種別】 ニ:評価対象期間 ー:一部一時中止 中:全部一時中止 製:工場製作期間 毎:在未年始休業期間 夏 夏季休暇期間 随:全の他対象外期間 他:その他対象外期間 作:作業日 休:現場閉所日(休日) 天:天候等による予定外休工
	黑	福用	文領	က <u>၂</u>	7 16	±,	Q							25 9		Ш		
								-15	< 4v	<u>羅</u>	<u></u>	工 米以		2	1	ш		以工一中製年夏他 以作休天日
	30	×	1.1	14														
	29 3	月	<u>H</u> :	k 休											+			
$\widehat{\mathbb{H}}$	28 2	П	<u> </u>	k 休				\vdash							+			
	27 2	H	<u>H</u> :	k 休											+			
月(26 2	御	<u> </u>	木					_									
Ò	25 2	∀	<u>H</u> :	自作				Н	⊩					-	\dashv	+	_	
併	24 2		<u> </u>	= 作				Н	⊩			Н	Н	-	\dashv	-	_	
0		火水	<u> </u>	: 作				Н	⊩	Н	⊩	Н	Н	-	+	+	_	
C Kr	22 23	月	<u> </u>	= 作				Н	⊩	Н	H	Н	H	-	+	-	_	
平成〇〇年〇月〇日			<u> </u>	k 作					_		_		4				L	
	20 21	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<u> </u>	木											+			
₹	9 2		<u> </u>	本					_		7				+			
ш	1	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<u>H</u>	:作				Н	⊩	Н	H	Н	Н		+	+	H	
0	7 18	∀	<u>H</u>	: 作				Н	⊩	Н	H	Н	Н		+	+	H	
町	3 17	大	<u>H</u>	: 作				H	⊩	Н	H		Щ		\dashv	-	H	
\odot	5 16	<u> </u>	<u>H</u>	: 作				Н	H	Н	H				4	-	L	
	1	日	<u>H</u>	作					_		4						L	<u> </u>
平成〇〇年〇月〇日	3 14	ш	<u>H</u>	朱				.	_						4	_		, å -
栄	2 13	+	H	作				Н	_							4	L	<u> </u>
計	1	俐	H	作				Ш	L						4	4	L	
) 11	K	H	作				Ш	L						4	4	L	
C期	10	¥	Н	作				Ш	L						4	4	L	<u> </u>
H	6	≼	Н	作				Ш							_	4	L	冁!
##	8	町	Н	作					<u></u>								L	上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上, 上,
00工事	7	Ш	Н	十														<u>±</u> .
Ö	9	H	Η	妆														
0	2	绀		作		駟	L								\perp			
护区	4	₭		作		事務所設置	L											
年.	3	长		作		事務		<u> </u>		ļ		L			_ ļ			工事着手口 ※
Ö	2	≾				Ш	L											
Q	1	田																
書】 平成〇〇年度	日付	曜日	期間種別	作業。閉所種別	場所				[-	=		"		"		場内出入口		
例)【現場閉所計画書】				作業	種別			バックホウ	淡米	Pcaパネル、鉄	1 CO T	型枠工	100	条船柱 防舷材				編
温温		日 人 十	ς r l					<u> `</u>		Pcs	<u>£</u>				+			
例)【現場		形成31年7日			工種	准備工	 	一 一 二 二		被覆工	1	工舉工		付属工		交通規制		

文書番号 (工事番号)					
	現 場	閉所届	(休工	. 届)	
				令和 年 月	日
(3	巻注者あて)	殿			
			住所		
		受	注者 氏名		
			八石		
		現	場代理人氏名	00 00	FI.
下記	のとおり港湾局	「休日確保試行工具	事」実施要領6(3)により届け出ます。	
文 書 番 号 (契 約 番 号)					
(契約番号)					
文書番号) 工事件名 工事場所					
(契約番号)工事件名		平成	年 月	B	

例)【現場閉所報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

① 対象期間内日数294 日② 4週8休以上84 日

※評価対象期間に留意する(別紙1、別紙2)

③ 現場閉所日数 88 日 ※必ず検算すること。

②a ≦ ③ ∴ 4週8休相当以上 ※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、 本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。 種別凡例は別添4参照

																<u> </u>	争:	全1/2	P.C.	ו)ע) か i	<u>ර</u>	の音	i at i	口到	le:	和古	1 9	る	ے۔	種別凡例は別え	忝4参照 ────
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 2	1 22	2 23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3にお	ミナス
亚宁01年4日	曜日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金 .	± [9 月	小	水	木	金	±	日	月	火	大肥安限31〜6	517G
平成31年4月	期間種別						エ	エ	エ	エ	エ	エ	I	ェ	エ	エ	エ	I	エ	I.	I	c I	I	エ	I	I	I	I	I	エ	評価対象期間	25
	作業•閉所種別			作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作	作	作	作	作	休化	★ 作	天	天	作	作	休	休	休	休	現場閉所日数	11
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 2	1 22	2 23	24	25	26	27	28	29	30 3		
	曜日	水	木	金	±	日	月	火	水	末	金	士	日	귉	火	水	末	金	士	日	月,	マル	 	金	±	日	月	火	水	木金	実施要領3にお	らける
令和元年5月	期間種別	I	エ	I	ェ	ェ	I	I	I	I	I	工	I	I	I	I	I	I	工		I :	CI	I	エ	I	I	I	I	I	ΙΙ	評価対象期間	31
	作業•閉所種別	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	作	作	作	天	作	作	休	作化	乍作	作	作	作	休	作	作	作	作化	現場閉所日数	10
	日付	1	2	3		5	6	7	8	9	-	_	_	13	-	-	16	_	-	_	20 2	-	2 23	-	25	-	-	28	-			
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	±	日	月	业	水	木	金	土	日	月	火	水:	木は	色土	: 日	月	火	水	木	金	土	日	- 実施要領3にお	らける
令和元年6月	期間種別	I	I	I	I	I	土	工	I	I	I		-	_	I	ェ	I	I		-	<u> </u>	_	_	I	I	I	I	I	I	エ	- ┃ 評価対象期間	30
	作業・閉所種別		休	作		作	作	作	作	休	作		=		作		休		作	天	-	乍作	+=	作	作	作	天	Ŧ	休	休	現場閉所日数	11
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	-	-	_		-	_	16	\rightarrow	-	-	20 2			24		26	27	28		_	+	• •
	曜日	<u> </u>	_	_	木	-	±		-	-		\rightarrow	_	-	_		-	\rightarrow	-	-	± [_	水				日日	月	火力	┨ 実施要領3にお	らける
令和元年7月	期間種別	I	I	ボエ		\vdash		-	-	- 1	\rightarrow	\rightarrow	_	製	_	_	\rightarrow	製	_	-	_ ' 	_	_	-	エ	工	エ	I	/ ₇	エコ		16
	作業・閉所種別	休		作		$\overline{}$	休	休	_	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	_	\rightarrow	_	_	-	\rightarrow	_	_	上 作 t	_	_			作		休				3
	日付	1	1F 2	1F 3	1F	1 F	6	7	1 F 8	1F 9		\rightarrow	_	-	_	_	16	_	_	_	20 2	_	-	24			1F 27	28				J
	曜日	木		土		\vdash	火	_	_	金		\rightarrow	-	\rightarrow	-	_	-	\rightarrow		\rightarrow	-	+	-	-		月	-	-	木		┥ 実施要領3にお	らける
令和元年8月			金		-					_	_	\rightarrow	_	\rightarrow	-	_	_			_	火 7				-			水		金土		0.0
	期間種別	エ	エ	エ	I	エ	エ	エ		夏	프	-	_				夏	_	_	-	I :	_	_		<u> </u>	エ	エ	エ	エ	I I		26
	作業・閉所種別	17=	作	作			作	-			休	_	-		休	休	_	_	_	$\overline{}$	_	作作						作			現場閉所日数	8
	日付	1	2	3		5	6	7	8	9		-	\rightarrow		-	15	-	\rightarrow	\rightarrow	\rightarrow	20 2	+	2 23	-	25	_	-	28			実施要領3にお	らける
令和元年9月	曜日	日	月	-	水		金	土	日	-	_	\rightarrow	\rightarrow	_	븨	且		-	-	-	金 =	_	-	-	_	木		土	日	月		
	期間種別	工	I	エ	I	エ	エ	工	I	エ	_	-+	-	-	-	-		-	-	-+	_	Þ #	_	H	H.	中	エ	エ	I	エ	評価対象期間 	14
	作業•閉所種別	休		作	\vdash	天	天	作	休	作	\rightarrow	_	_	-	休	休	-	_	_	_	作化		.		作	作	作	作	休	作	現場閉所日数	5
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9		-	\dashv			_				-	20 2			-		26		28	-		┫ 実施要領3にお	らける
令和元年10月	曜日	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	븨	目	月	火	水	木	金	븨	日月	1 火	水	木	金	土	日	月	火	水オ	<u> </u>	
	期間種別	I	エ	I	工	エ	工	I	I	エ	エ	_		_	I	I	I	I	_	=		디	1	エ	I	I	I	I	I	I	評価対象期間	31
	作業•閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	作作	作	作	作	作	休	作	作	作作	現場閉所日数	6
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	_	\rightarrow	_	20 2	_	2 23	-		26	27	28	29	30	実施要領3にお	いける
 令和元年11月	曜日	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水 7	た 金	ž±	日	月	火	水	木	金	土		J., W
11/11/6	期間種別	I	エ	I	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	푀	_	_	_	_	_	_	_	_	_ -	- -	- <u> </u> エ	エ	I	エ	I	I	I	エ	評価対象期間	30
	作業•閉所種別	作	作	作	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	天	天	作	休	作	作 -	作	乍作	休	休	作	作	作	作	作	作	現場閉所日数	8
	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 :	20 2	1 22	2 23	24	25	26	27	28	29	30 3	宇佐亜崎21-1	N+ Z
今和二年10日	曜日	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金 :	E E	月	火	水	木	金	±	日	月火	実施要領3にお	3110
令和元年12月 	期間種別	I	エ	I	エ	エ	エ	Ι	I	I	エ	ェ	工	工	Ι	I	I	I	ェ	Ι.	I :	c I	Ξ.	エ	I	I	I	Ι	年	年年	評価対象期間	28
	作業•閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作 ·	作化	木材	作	作	作	作	作	休	休	休は	現場閉所日数	8
	日付	1	2		4	5				_	_	_	_		_		_	_	_	_	_	_	_	+					_	30 3	1	
A == . = . =	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	末	金	士	目	月	火	水	木	金	귌	日	月,	· ·	₹ 	金	±	日	月	火	水	木金	→ 実施要領3にお	らける
令和2年1月	期間種別			年		ェ	ェ	I	I			$\overline{}$	$\overline{}$		I	I		$\overline{}$	$\overline{}$	_	I	_	_	_		I		I	I	ΙΙ		28
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	作化	乍作	作	作	作	休	作	作	作	作化	- 現場閉所日数	6
	日付	1		3		5	6	7	8		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	20 2	_	_	-				_	-	-		
	曜日	+		_	火	\vdash	-	· 金	-	-	_	_	\rightarrow	-	-		_	_	\rightarrow	_	木组	_		-		_	_	_	土		実施要領3にお	らける
令和2年2月	期間種別	丁	I	エ		エ	F	工	T	エ	_		\rightarrow		エ	エ	I		_	_	I :	_	_	-	I	エ	エ		エ		- ■ 評価対象期間	29
		<u></u>			作		作		体				_	_						_	作化	_	_	_							現場閉所日数	11
	日付	1	2	1F 3	\vdash	1 F	1F 6	7F	8	_	_	_	_	_	_	_	_	-	$\overline{}$	_	_	_	_	_	_		_	_		30 3		- 11
	<u>ロリ</u> 曜日	-		_		\vdash	-	_	_	\rightarrow	\rightarrow	火	\rightarrow	金	_		_	\rightarrow	\rightarrow	_	20 Z 金 Z	_	_	-		_	-		\vdash	月少	┨ 実施要領3にお	らける
令和2年3月					水			듸		Н	쒸	<u> </u>	4	並	ㅗ		н	쒸			並 -	- =	F	 ^	小	1	並	F		1717	4	c
	期間種別	工	エ		エ			11-	4	1/-	//-	<u></u>	//-	1/-	11-	4	1/-	<i></i>	11-	1/-	11- 1	- L1	11-	11-	11-	11-				\vdash	┛評価対象期間 ■ 現場開張 ロ数	6
	作業•閉所種別	1不	11F	<u> </u> 17F	1°F	17F	17F	1/F	1不	1F	1/F	1'F	1'F	11	1/F	1不	1'F	1F	17	17F	作	F 17	17	1F	1′F	1´F					現場閉所日数	1

「休日確保型」試行工事市場単価工種の労務費補正

"港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について"

- 〇港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 労務費補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数
- ○港湾 5 職種が含まれる工種の補正は行わない (電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

市場単価 補正係数1底面工1.042マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)1.013支保工1.054足場工1.035鉄筋工1.056吊鉄筋工1.057型枠工1.043コンクリート打設工(ポンプ車打設) コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059止水板工1.0510上蓋工1.0511伸縮目地工1.0312係船柱取付1.0513防舷材取付1.0514車止・縁金物取付1.0515係船柱撤去1.05			
1 底面工1.042 マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)1.013 支保工1.054 足場工1.035 鉄筋工1.056 吊鉄筋工1.057 型枠工1.048 コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05			市場単価
2 マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)1.013 支保工1.054 足場工1.035 鉄筋工1.056 吊鉄筋工1.057 型枠工1.048 コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05			補正係数
3 支保工1.054 足場工1.035 鉄筋工1.056 吊鉄筋工1.057 型枠工1.048 コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	1	底面工	1.04
4 足場工1.035 鉄筋工1.056 吊鉄筋工1.057 型枠工1.048 コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	2	マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
5 鉄筋工1.056 吊鉄筋工1.057 型枠工1.048 コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	3	支保工	1.05
6吊鉄筋工1.057型枠工1.048コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.059止水板工1.0510上蓋工1.0511伸縮目地工1.0312係船柱取付1.0513防舷材取付1.0514車止・縁金物取付1.05	4	足場工	1.03
7型枠工1.048コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059止水板工1.0510上蓋工1.0511伸縮目地工1.0312係船柱取付1.0513防舷材取付1.0514車止・縁金物取付1.05	5	鉄筋工	1.05
8コンクリート打設工(ポンプ車打設)1.04コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059止水板工1.0510上蓋工1.0511伸縮目地工1.0312係船柱取付1.0513防舷材取付1.0514車止・縁金物取付1.05	6	吊鉄筋工	1.05
8コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059止水板工1.0510上蓋工1.0511伸縮目地工1.0312係船柱取付1.0513防舷材取付1.0514車止・縁金物取付1.05	7	型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)1.059 止水板工1.0510 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05		コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
10 上蓋工1.0511 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	L°	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
11 伸縮目地工1.0312 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	9	止水板工	1.05
12 係船柱取付1.0513 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	10	上蓋工	1.05
13 防舷材取付1.0514 車止・縁金物取付1.05	11	伸縮目地工	1.03
14 車止•縁金物取付 1.05	12	係船柱取付	1.05
	13	防舷材取付	1.05
15 係船柱撤去 1.05	14	車止•縁金物取付	1.05
	15	係船柱撤去	1.05

		市場単価
		補正係数
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接•切断工(陸上施工•海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接•切断工(水中施工)	補正しない
26	かき落としエ	補正しない
27	汚濁防止膜設置•撤去•移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置•撤去	補正しない
29	灯浮標設置・撤去	補正しない
20	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

「休日確保型」試行工事における市場単価工種の補正

"港湾工事市場単価を適用する工事の補正について"

〇港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

		市場単価 補正係数
1	底面工	1.04
2	マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
8	コンクリート打設エ(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止•緣金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

		市場単価補正係数
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接•切断工(陸上施工•海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接•切断工(水中施工)	1.05
26	かき落としエ	1.05
27	汚濁防止膜設置•撤去•移設	1.04
28	汚濁防止枠設置•撤去	1.03
29	灯浮標設置·撤去	1.04
20	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
٥١	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

※ 赤字は令和3年度に見直しを行った箇所 青字は令和3年度より新たに市場単価の試行を行う場合の補正係数